

8月は人権強調月間

8月は人権強調月間です。今回は、公益財団法人世界人権問題研究センター専任研究員の堀江有里さんから「パートナーシップ制度」をテーマに寄稿していただきました。この機会に、皆さんも人権について考えてみましょう。



公益財団法人
世界人権問題研究センター専任研究員
堀江有里さん寄稿

公益財団法人世界人権問題研究センター専任研究員。同志社女子大学ほか非常勤講師。日本基督教団・牧師。性的マイノリティの差別をめぐる研究や社会運動に従事。

同性パートナーシップの認知にむけて

■はじめに

2015年、東京都渋谷区と世田谷区を皮切りに同性パートナーシップ宣誓制度が始まりました。自治体が同性カップルに証明書を発行したり、宣誓を受け付けたりする制度です。2024年6月現在で458の自治体が導入し、人口の85%を超える地域で実施されています。市町村だけではなく都道府県で導入しているところも少なくはありません。

しかしながら、この同性パートナーシップ宣誓制度は行政サービスであり、国の法律ではないため、法的な効力はありません。自治体によってどのようなサービスが提供されているかもさまざまです。

■宣誓制度によって動いたこと

法律にかかわらず、自治体で同性カップルに公営住宅の入居権を認めているところもあれば、災害見舞金の支給等を実施しているところもあります。京都府内でも8つの自治体が導入しています（京都市、福知山市、綾部市、亀岡市、向日市、長岡京市、南丹市、大山崎町）。転居した場合に改めて申請しなおさなければ

ならない負担を軽減するため、2024年にはこれらの自治体と大阪府（12自治体）、兵庫県（23自治体）の自治体間連携も開始されました。大阪と兵庫は府県でも制度を導入しています。

同性パートナーシップ宣誓制度のメリットとして、しばしば聞く例に病院での出来事があります。病状の説明や手

りました（京都新聞・2020年8月22日）。自分たちの存在が認識される、肯定的に受け入れられると期待する人たちが確実にいるのです。

■広がる「家族」の定義

同性カップルだけではなく、子どもを含めたファミリーシップ制度を導入している自治体もあります。実際に子

「結婚」「家族」「子育て」「人間関係」…

自由と尊厳すべての人に

術の同意を得る対象者は法的に定められているわけではありませんが、慣習として「家族」であることが求められるケースが多くあります。説明の困難や労力が必要な場面で自治体の発行する証明書を提示すれば家族として認められるという点はとても大きなメリットであるとも言えるでしょう。

制度を利用しない人たちにも波及効果はあるようです。先の京都市での導入時には「制度ができたことで、また京都に戻ってきたい」という声もあ

育てをしてきた同性カップルも少なくはありません。かつて、男性との婚姻関係の間で子どもをもうけた人々もいれば、精子提供によって妊娠・出産した人々もいます。

一般社団法人こどもつぷによるアンケート調査（2021年）によると、調査対象者534人のうち141人が出産・子育てや妊娠中。そのうち、55%（77人）が第三者からの精子や卵子提供によって子どもを産んでいます。また、パートナーと自分で一緒に育てている人々が72%であり、自分のパートナーや精

また、認定制度だけではなく、「家族」のとらえ方が広がっている現実もあります。最近では同性パートナーシップ宣誓制度を導入している長崎県大村市で男性同士のカップルの続柄を「夫（未婚）」とした住民票を交付し、鳥取県倉吉市も同じ対応がなされました（今年5月）。ほかに続いている自治体もあります。しかしながら、異性カップルと同等の権利が付与されているわけではない現実には横たわったままです。

また、3月には最高裁が「犯罪被害者給付金」の支給対象

として同性パートナーも事実婚に該当すると判断しています。20年以上にわたり共同生活してきた同性パートナーを殺害された人が遺族給付金の支給を求めて申請を行い、愛知県公安委員会によって不支給の裁定をしたのが2017年。翌年に名古屋地裁に不支給処分取消を求める訴えを提起したのがきっかけでした。

■一歩先へ

他方で、宣誓制度だけでなく、市民も自治体も政府に対して同性カップルへの婚姻制度適用を要望すべきではないかとの声もあります。2019年には性別を問わない「結婚の自由をすべての人に」訴訟がはじまり、全国5カ所で6件の裁判が闘われています。すでに、札幌高裁は憲法24条1項も「同性間の婚姻も同じ程度に保障している」と理解できると初めて判断し、個人の尊厳や両性の本質的平等（24条2項）や法の下の平等（14条）にも現行婚姻制度は反するとししました（今年3月）。ヨーロッパでは同性パートナーシップ制度から婚姻平等へと進んでいます。日本は取り残されている状態です。同時に「家族」となる権利も大切ですが、貧困やセーフティネットの不在、コミュニティに参入できない人間関係の困難を抱えている人たちに思いを馳せたいものです。

平和を願い黙とうを

昭和20年8月6日午前8時15分には広島に、9



終戦の日に黙とうを捧げる市職員（昨年8月15日撮影）

日午前11時2分には長崎に原子爆弾が投下されました。終戦から今年で79年。多くの犠牲者のご冥福と世界恒久平和を祈念するため、次の日時に1分間の黙とうをお願いします。

- 広島被爆の時
8月6日（火）
午前8時15分
- 長崎被爆の時
8月9日（金）
午前11時2分
- 終戦の日
8月15日（木）
正午

男女共同参画プラン懇話会の市民委員を募集

「八幡市男女共同参画プラン（仮称…るーぷ計画Ⅲ後期プラン）」の策定を行うため、プランに関する審議や男女共同参画に関する意見をいただく同プラン懇話会の市民委員を募集します。

■対象 市内在住・在勤・在学で、満18歳以上満75歳未満の人で、平日に年2回程度開催する会議に出席できる人

■任期 令和6年9月～令和8年3月（予定）

■募集人数 2人程度

■報酬 1回あたり6600円

■応募方法 応募用紙に住所、氏名、生年月日、性別、電話番号、志望動機（200字程度）を記入し、8月1日（木）16日（金）（必着）に次のいずれかの方法で提出

①郵送（〒614-8073 八幡軸63 人権政策課（八幡人権・交流センター内））

②FAX 983・4545

③Eメール jinken@mc.b.city.yawata.kyoto.jp

※選考結果は全員に通知しますが、提出いただいた応募用紙は返却できません。

※市が設置しているほかの審議会等の市民公募委員を委嘱されている人や、国、地方公共団体の議員、常勤の公務員は対象外です。